

訟務委員会及び訟務検討会の運営要領（例規甲）

平成30年3月5日
兵警監例規甲第15号

訟務委員会及び訟務検討会の運営要領を下記のように定め、平成30年4月1日から実施する。

記

第1 総則

1 趣旨

この要領は、訟務事案の取扱いに関する訓令（平成30年兵庫県警察本部訓令第4号。以下「訓令」という。）第4条第2項及び第5条第2項の規定に基づき、訟務委員会及び訟務検討会の構成及び運営に関し必要な事項について定めるものとする。

2 定義規定等の適用

訓令に定めるところによる定義規定及び略称規定は、この要領において適用する。

第2 委員会

1 任務

委員会は、重要な訟務事案の処理方法及び解決方法について審議することを任務とする。

2 組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

委員長 警務部長

副委員長 警務部首席監察官

委員 監察官室長

警務部訟務官

審議事案に係る主管課長

委員長が指名する者

3 運営

(1) 委員長は、必要に応じて審議事案ごとに委員会を招集し、その議事を主宰する。

(2) 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

第3 検討会

1 任務

検討会は、訟務事案の対策を検討することを任務とする。

2 組織

検討会は、会長及び会員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

会長 警務部訟務官

会員 監察官室において訟務事案を担当する職員

会長が指名する者

3 運営

(1) 会長は、必要に応じて検討事案ごとに検討会を招集し、その議事を主宰する。

(2) 会長に事故があるときは、会長が指名する会員が会長の職務を行う。

(3) 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対し、検討会への出席を求めることができる。

第4 庶務

委員会及び検討会の庶務は、監察官室において行う。